

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	横浜市上飯田地域ケアプラザ
所在地	横浜市泉区上飯田町1338-1
事業者指定番号	1473600052 号
管理者・連絡先	飯田 守 TEL 045-802-8200
サービス提供地域	横浜市泉区和泉町、上飯田町、下飯田町、中田町
併設事業	居宅介護支援事業

## 2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一次元的に行います。	1名(常勤兼務)
生活相談員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整や通所介護サービス計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者の家族への説明を行います。	3名(常勤兼務3名)
看護職員	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行います。	2名(常勤兼務1名・非常勤兼務1名)
機能訓練指導員	利用者一人ひとりの心身の状態に合わせて機能訓練を行い、できる限り自分で身の回りのことができるように支援していきます。	2名(常勤兼務1名・非常勤兼務1名)
介護職員	介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行います。	9名(常勤兼務2名)
調理員	利用者への昼食等の準備を行います。	4名(非常勤)

## 3. 業務日及び業務時間

業 務 日	営 業 時 間
原則として毎日 ただし、12月29日から1月3日までを除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、通所介護サービスの提供時間は、原則として午前9時50分から午後4時まで

## 4. サービス内容

- (1) 通所介護サービス計画の作成
- (2) 生活指導(相談援助等)
- (3) 機能訓練(日常動作訓練)
- (4) 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食
- (8) 入浴

5. 利用定員 25名

6. 利用料金については以下の通りとなります。記載されている1割、2割、3割とは、「介護保険自己負担割合証」に記載されている割合に基づくものとなります。

2023.4.1現在

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
	10割	1割	2割	3割
要介護1	¥6,229	¥623	¥1,246	¥1,869
要介護2	¥7,354	¥736	¥1,471	¥2,206
要介護3	¥8,491	¥849	¥1,698	¥2,547
要介護4	¥9,616	¥962	¥1,923	¥2,885
要介護5	¥10,753	¥1,076	¥2,151	¥3,226

・入浴介助加算(Ⅰ) 介助浴1回あたり ¥429

ただし、介護保険適用時の自己負担額は以下の金額となります。

1割	¥43	2割	¥86	3割	¥129
----	-----	----	-----	----	------

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日あたり ¥236

ただし、介護保険適用時の自己負担額は以下の金額となります。

1割	¥24	2割	¥47	3割	¥71
----	-----	----	-----	----	-----

・生活機能向上連携加算 1ヶ月 ¥2,144

ただし、介護保険適用時の自己負担額は以下の金額となります。

1割	¥215	2割	¥429	3割	¥644
----	------	----	------	----	------

・介護職員処遇改善加算Ⅰ(1ヶ月につき)

介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×5.9%×10.72

・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1か月につき)

介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×1.2%×10.72

・介護職員等ベースアップ等支援加算(1か月につき)

介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×1.1%×10.72

・昼食材料費+栄養管理・調理費 1食あたり ¥750(全額自己負担)

※その他、通常のレクリエーション以外に行う特別な行事にかかる経費については、事前に利用者、家族に説明した上でご負担いただく場合がございます。

※端数処理により、実際の請求金額と違うことがあります。

※急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

前日の17:00までに連絡がない場合 昼食代相当額

## 7. 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービスを提供します。
- (2) 通所介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (4) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

ア 採用時研修 採用後6ヶ月以内

イ 定期研修 年6回

## 8. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡を取る、救急搬送を行う等必要な措置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供中に転倒等の事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡や救急車を要請するなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。また、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 秘密保持

事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

## 11. 衛生管理

全従業員の清潔の保持及び健康状態について、年に1度の健康診断等必要な管理を行います。

## 12. 非常災害対策

天災その他の災害が発生した場合、災害時マニュアルに従い、利用者の安全確保、避難等適切な措置を講ずる。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

## 13. 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-802-8200
FAX番号	045-802-6800
担当者	飯田 守
その他	相談・苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び生活相談員に引き継ぎます。

その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等が出来ます。

【神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)】

所在地	横浜市西区楠町27番地1
連絡先	TEL:045-329-3447
受付時間	午前8:30~午後17:15(土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

【横浜市役所 介護事業指導課】

所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
連絡先	TEL:045-671-2356
受付時間	午前8:30~午後17:15(土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

【泉区役所 高齢・障害支援課】

所在地	横浜市泉区和泉町4636番地2
連絡先	TEL:045-800-2436
受付時間	午前8:30~午後17:15(土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

14. 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 公正会
代表者名	理事長 齋藤 智範
法人本部所在地・連絡先	横浜市泉区池の谷3901-1
実施事業の概要	特別養護老人ホーム 希望苑
	横浜市上飯田地域ケアプラザ
	のぞみ保育園
事業所数	3

15. 第三者評価について

実施しておりません。

【説明確認欄】 サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 横浜市泉区上飯田町1338-1

名称 横浜市上飯田地域ケアプラザ

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

介護保険に係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日 代理人又は立会人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄( )